

三股町農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 29 年 11 月 30 日

三股町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

三股町の産業構造（平成 28 年農林業センサス）については、耕地面積が 739ha、うち水田 390ha、畑 334ha、樹園地 15ha となっており、1ha 未満の農家が 56.4% を占め、平均経営耕地面積は、1.73ha となっている。農家戸数は 528 戸で、うち認定農家戸数は 109 戸の 20.7% である。農用地面積に対する利用権設定率は、26% と低い状況にはあるが、農地の流動化は進展しつつある。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、三股町農業委員会の指針として、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 か年度の具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

1 担い手への農地利用集積・集約化に関する目標及び方法

(1) 年間目標 15ha（新規のみ）

〔目標設定の考え方〕

農地面積の約 1% を目標に集積を図る。

（九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」参照）

年 度	耕 地 面 積	集 積 面 積	集 積 率（目 標）
H29	1,370ha	371ha	27.1%
H30	1,370ha	386ha	28.2%
H31	1,370ha	401ha	29.3%

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農地が集団化、連担化した条件で担い手に集約するように支援していく。出して、受け手となる農業者の意向確認をしながら、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図り、集積にも取り組む。

- (3) ブロック別の年間活動目標 ※ブロックは三股町農業委員会の委員の推薦の求め及び募集に関する要綱に定めるものとする。

ブ ロ ッ ク 名	集 積 目 標 面 積
第1ブロック	3ha
第2ブロック	6ha
第3ブロック	3ha
第4ブロック	3ha

2 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に関する目標及び方法

- (1) 新規参入の年間促進目標 2 経営体

〔目標設定の考え方〕

新規参入者目標値については、直近の3か年の平均が1.33経営体であることから、2経営体と設定した。

年 度	新規参入者実績（目標）		
	総 数	個 人	法 人
H26	1 経営体	1 経営体	なし
H27	2 経営体	2 経営体	なし
H28	1 経営体	1 経営体	なし
H29	2 経営体	—	—
H30	2 経営体	—	—
H31	2 経営体	—	—

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで決め細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターやJA都城、本町職員等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

- (3) ブロック別の年間活動目標

ブロック名	目標経営体
第1ブロック	全ブロックで2経営体
第2ブロック	
第3ブロック	
第4ブロック	

3 遊休農地の措置に関する目標及び方法

(1) 年間目標 0.35ha

〔目標設定の考え方〕

平成32年度までに遊休農地面積を0haとするために、年間0.35ha解消する。

年度	耕地面積	遊休農地面積	遊休農地率(目標)
H29	1,370ha	1.05ha	0.08%
H30	1,370ha	0.7ha	0.06%
H31	1,370ha	0.35ha	0.03%
H32	1,370ha	0ha	0%

(2) 遊休農地解消のための具体的な取り組み方法

農地利用状況調査を実施し、別途おこなう利用意向調査に基づき、利用できる農地は農地中間管理事業へ貸し付けるなど農地の利用の最適化に努める。遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地については、相談・指導を行う。